2020（令和 2）年 5 月 8 日

「遠隔授業（オンライン授業)」実施にかかる方針について〔教員用〕

Ⅰ　遠隔授業（オンライン授業）について

（以下「遠隔授業」とします）

１　「遠隔授業」の実施期間

春期授業期間　2020（令和 2）年 5 月 11 日（月）～8 月 8 日（土）

２　「遠隔授業」の要件

上記期間の遠隔授業の実施にあたっては、以下の法令上の内容を十分に理解し、遠隔授業で求められている要件を満たすようお願いいたします。

（1）現行法令上の規定

●大学設置基準

（授業の方法）

第 25 条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

●【平成 13 年文部科学省告示第 51 号（大学設置基準第 25 条第 2 項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等）平成 19 年改正反映】

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

一　同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という）において履修させるもの

二　毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

上記告示において、いわゆる遠隔授業の要件を満たすものとして、①「同時かつ双方向性」（告示の一号）、②「十分な指導」「学生の意見交換の機会」（告示の二号）を挙げています。

一般的には、①を満たす授業形態が「同時双方向型（テレビ会議方式等）」、②を満たす授業形態が「オンデマンド型（インターネット配信方式等）」と呼び習わされています。

注意が必要なのが、②のオンデマンド型においては、指導方法について「設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行う」ことや「当該授業に関する学生の意見交換の機会を確保する」ことを求めていることです。ですので、**教科書、教材等を配信して自主学習を行わせることのみ**では遠隔授業の**要件を満たすとは言えません。**

本学が想定する遠隔授業の３つの類型と、本学が用意する ICT ツールについて、以下に示します。どの遠隔授業の形態を採用され、どの ICT ツールを活用されたとしても、「設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導」「授業に関する学生の意見の交換の機会を確保」を担保した授業設計を行なっていただくようお願いいたします。

なお、「授業に関する学生の意見の交換の機会を確保」については、ICT ツール「manaba」や「Zoom」を活用することで確保することが可能だと考えます。

３　遠隔授業の形態

№.	形態	指導方法
①	オンデマンド型（オフタイム）	あらかじめ教材、課題を用意しておき、manaba で学生に提示する。適当な期限を設定して、学生が随時アクセスして学修を進め、課題を提出する。学生はリアルタイムで受講するのではなく、課題提出を以て出席と見做す。従来の「通信教育」のイメージ。
②	オンデマンド型（オンタイム）	①と同様、教材、課題を提示しておくが、学生は本来の時間割の時間に manaba にログインして参加。学生は教員が示したタイミングで教材・課題に取り組む。質疑・応答の時間を設け、スレッド機能（テキスト）を用いて、教員は質疑に応答。学生は授業時間内に課題を提出して終了する。
③	同時双方向型（インターネット会議方式）	Zoom のインターネット会議システムを使った双方向の授業。本来の時間割の時間にオンタイムで行なう。時間内、あるいは、授業時間後に簡単な課題提出を求めることも可。①、②同様 manaba を利用した教材提示を併せて行なうこともできる。

（１）①から③に向けて、取組みの難易度が上がります。全ての授業科目にリアルタイム双方向性を求めるものではありません。ICT 活用を得意でない教員には、まずは①の方法で教育内容を担保する取組みをお願いします。

（２）①から③に向けて、学生の通信環境の負荷が高まります。②、③の方法を採用される際には履修者のオンライン環境にご配慮のうえお進めください。

4　遠隔授業のため本学が用意する ICT ツール

№.	ICT ツール	内　容
①	manaba（LMS）	・資料配布、動画配信、掲示板やチャット、レポートの授受、オンラインテスト、ミニット（ツ）ペーパー機能等を持つ LMS。授業毎に「コース」が設定されています。 ・「オンデマンド型」授業に特に有効です。
②	Gmail	・全ての学生は学籍番号と紐づくアカウントを持っています。Google のメールを用いて学生と連絡することに使用します。
③	Zoom	・多機能なインターネット会議システム。5 月 1 日より全専任教員には有料アカウントを導入。 ・非常勤教員については、遠隔授業形態を確認の上、申請希望者に付与。（ただし、6 月 1 日よりの予定。それまでは無料アカウントにて対応をお願いいたします） ・「同時双方向型」授業に特に有効です。

本学が用意する ICT ツールは上記の 3 つです。これらを活用していただくことを推奨します。

学科、コース、あるいは受講学生のグループの受講環境が確認される場合には上記以外のツールを活用していただいても構いませんが、くれぐれも学生の**受講状況に配慮し、学修機会に不利益が生じないよう注意を払ってください。**

特に、学士課程基幹教育科目など、学科をまたがって開講する授業科目につきましては、上記 3 つのツールにて授業を実施するようお願いいたします。

5　遠隔授業の準備について

（１）受講生には、自身が履修しようとする科目がどの遠隔授業の形態で実施されるのか、どういった ICT ツールを活用して授業が行われるのかを事前に認識させる必要があります。そこで、大学は学生に対して、登録した授業科目の遠隔授業の形態、使用されるツールを授業開始までに当該授業の「manaba コース」で確認するよう指示しています。

授業科目担当者は、実施される**「遠隔授業の形態」**や**「使用する ICT ツール」**などの情報を、必ず当該科目の**「manaba コース」に掲載**してください。**遅くとも初回授業の前々日までに**掲載するようお願いします。

（２）「オンデマンド型」の教材・課題等についても、**授業時間割上の授業日の前々日を一つの目途**として、学生の受講する形態に合わせ、できるだけ早い段階で「manaba コース」に掲載してください。受講生に対しては、アクセスの集中を避けるため事前にダウンロードし、受講をするよう指示します。期限を過ぎた場合、受講生に不利益が生じることもありますのでご注意ください。

6　遠隔授業実施にあたっての留意事項について

（１）遠隔授業実施にあたっては著作権法を厳守いただくことが前提です。

授業科目担当者におかれては 、各自で必ず著作権法や文部科学省文化庁のホームページ（https://www.bunka.go.jp/index.html ）等で関連情報を確認してください。

なお、2020 年 4 月 28 日に改正著作権法が前倒しで施行されたことにより、教育機関の設置者が指定管理団体へ補償金（2020 年度に限り無償）を支払うことで、遠隔授業実施時における無許諾での著作物の利用の範囲が広がりました。

本学の改正著作権法に基づいた「著作物の利用についてのガイドライン」については現在作成中です。

（２）遠隔授業実施にあたっては、受講生が各自で受講に必要な環境（PC 等の情報端末の確保、インターネット接続環境）を整えるよう指示しています。また、国や電気通信事業者においてスマートフォンの通信容量制限等について一定期間特別なサービスを行う旨公表されています。

ただし、授業科目担当者においては、データ通信にかかる費用が受講生の負担にならないよう、教材の作成にあたってはそのデータ量にご留意ください。

（３）5 月末までの最初の 3 週間は、学生の受講環境に十分な配慮し、試行期間という位置づけで対応してください。教科書の配布が遅れることもご了解ください。6 月以降の期間が本格的な授業運営を行うという心づもりで、学生と授業を作り上げてください。

II　ICT ツールマニュアル

各種 ICT ツールのマニュアルは、manaba「遠隔授業：情報・意見交換」「コンテンツ～遠隔授業の実施について～」をご確認ください。

III　「対面授業科目」について

大学内外の施設設備を利用する必要性がある実験実習・実技等の授業科目（以下、対

面授業科目）においては、政府の非常事態宣言が解除され学生の通学が可能となったり、関係施設等の受け入れ体制が整ったり、関係省庁等との調整がなされた場合等、総合的に判断し、特別に対面授業を実施する可能性があります。その際は適宜、方針を打ち出します。

繰り返しになりますが、対面授業科目のみ春期授業期間にキャンパスでの授業を実施する可能性がありますが、対面授業科目以外は、遠隔授業で実施します。

Ⅳ　共通事項（依頼事項）

（１）原則すべて遠隔授業となったため、シラバスの見直しをお願いいたします。初回授業時に学生にはおおよその授業計画や成績評価方法を提示していただきますが、大学としてその情報を把握する必要があります。追って、シラバスの提出を依頼いたしますので、ご対応お願いいたします。

（２）春期授業期間には敢えて定期試験期間を設けていませんので、各担当教員において柔軟に対応をお願いいたします。定期試験以外にレポート等による学修評価も可とします。

（３）遠隔授業が行えない（しづらい）授業科目に関しては、春期授業期間外の休暇中、もしくは秋期に変更も可能ですが、学生の受講状況の過密化など時間割が設定できないことも予想されます。可能であれば、13 週間の一部（例えば、３回）でも遠隔にて春期授業期間内に授業を行うこともお願いいたします。

（４）教科書等はインターネット申し込みにて販売を実施していますが、配送等の関係上、受講生は２週目授業（新入生は３週目授業）まで所有していない場合があり得ます。教科書等を所有していないことを想定した授業準備をお願いします。